

平成 28 年(2016 年)7 月 1 日

明石市競争入札等参加資格登録者 各位

明石市財務部契約課

品質評価型入札制度における品質評価点対象項目の追加について

明石市においては、技術と経営に優れた地元業者の育成とともに努力した業者が報われるような仕組みとして、平成 17 年 7 月から工事品質評価型入札制度を導入しており、工種「土木一式工事」及び「建築一式工事」で登録している市内業者については、経営事項審査の総合評定値に加え、明石市独自の品質評価点を付加し、これらの合計点数により入札参加要件を設けているところです。

このたび、この品質評価点について、平成 29 年度分（平成 29 年 7 月 1 日更新予定）より「評価項目⑥その他」に品質評価点対象項目を新たに追加しますのでお知らせいたします。

なお、平成 29 年度から「評価項目⑥その他」（「④明石市の入札・契約における不正等に関する加減点」は除く）の 8 項目（⑧～①）については、毎年度申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

（申請がない場合は加点を行いません。加点を希望する場合は、ホームページ掲載の「品質評価点算定に係る申請書」及び必要書類を毎年 4 月 15 日から 5 月 15 日の間に提出してください。）

記

1. 工事品質評価型入札制度の新規追加項目

別紙のとおり

※詳細は契約課ホームページの「入札制度案内」⇒「工事品質評価型入札制度」
⇒「工事品質評価型入札制度について」をご参照ください

2. 実施日

平成 29 年度の品質評価点（平成 29 年 7 月 1 日更新予定）付加から実施

工事品質評価型入札制度の新規追加項目

(1) 「障害者の積極的雇用」

障害者を積極的に雇用している者に加点を行う。

【評価点の考え方】

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務を有する者が、前年度3月31日時点において 法定雇用障害者数以上の人数を雇用している場合に10点の加点を行う。
- ・ 雇用の義務を有しない者（従業員50人未満の事業主）が前年度3月31日時点において 雇用している場合に10点の加点を行う。

(2) 「若年技術者の積極的雇用」

若年技術者を積極的に雇用した者に加点を行う。

【評価点の考え方】

- ・ 前年度4月1日～3月31日の間に、若年技術者（満29歳以下）を雇用期間の定めなく新たに正規雇用した場合、当該年度に新規採用1名当たり5点の加点を行う。ただし、2名以上の新規採用は上限10点とする。

(3) 「あかし子育て応援企業」の認定取得

「あかし子育て応援企業」の認定取得している者等に加点を行う。

【評価点の考え方】

- ・ 前年度3月31日時点において、「あかし子育て応援企業」の認定取得している者、あるいは「あかし子育て応援企業」の認定取得している団体に加入している者に5点の加点を行う。

(4) 兵庫県との「男女共同参画社会づくり協定」を締結

兵庫県との「男女共同参画社会づくり協定」を締結している者等に加点を行う。

【評価点の考え方】

- ・ 前年度3月31日時点において、兵庫県との男女共同参画社会づくり協定を締結している者、あるいは兵庫県と男女共同参画社会づくり協定を締結している団体に加入している者に5点の加点を行う。